

様式第3の6

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名

(氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名)
電話番号

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種別		※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり		
参考事項			

- 備考
- 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規 模	伝熱面積 (m ²)		
	燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)		
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	焼却能力 (kg/h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
使用状況	1日の使用時間 及び月使用日数等	時～ 時間/回	時 回/日	時～ 時間/回	時 回/日
	季節変動				
原材料 (水銀等 の排出に 影響のあ るものに 限る。)	種類				
	使用割合				
	原材料中の水銀等 含有割合				
	1日の使用量				
燃料 (水銀等 の排出に 影響のあ るものに 限る。)	種類				
	燃料中の水銀等の 含有割合				
	通常の使用量				
	混焼割合				
排出ガス量 (m ³ /h)		湿り	最大	通常	最大
		乾き	最大	通常	最大
排出ガス中の酸素濃度 (%)					
水銀濃度 (µg/m ³)	全水銀				
	ガス状水銀				
	粒子状水銀				
参考事項					

- 備考 1 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
- 3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採っている方法等を記載すること。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号						
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号						
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式						
設 置 年 月 日			年 月 日	年 月 日		
着 手 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日		
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (m ³ /h)	湿 り	最大 通常	最大 通常		
		乾 き	最大 通常	最大 通常		
	排 出 ガ ス 温 度 (℃)	処 理 前				
		処 理 後				
	排 出 ガ ス 中 の 酸 素 濃 度 (%)					
	水 銀 濃 度 (µg/m ³)	全 水 銀	処 理 前			
			処 理 後			
		ガ ス 状 水 銀	粒 子 状	処 理 前		
			粒 子 状	処 理 後		
			ガ ス 状	処 理 前		
ガ ス 状			処 理 後			
捕 集 効 率 (%)	全 水 銀					
	ガ ス 状 水 銀					
	粒 子 状 水 銀					
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等		時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月		
	季 節 変 動					

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

別紙 4

水銀排出施設設置（使用、変更）届出添付書類

1. 水銀等の 排出の方法	別紙のとおり (水銀等の発生から排出までの過程を具体的に記載又は 図示すること)		
	排出口頂内径	m	煙突の笠・ フード等の有無 有 ・ 無
	排出口(煙突) 形状、実高さ	別紙のとおり 地上からの高さ、排出口形状、寸法、笠等があれば その形状等を図示すること	
2. 水銀排出施設及び 水銀等処理施設の 設置場所	別紙のとおり 工場事業場敷地全域配置図に当該施設の位置を示したものと及び付近 の地図に当該工場等の場所を示したものの両方を添付すること		
3. 水銀等の発生及 び水銀等の 処理に係る 操業の系統の概要	別紙のとおり 工場事業場全体の操業工程フローシートに当該施設の使用過程、排出 ガス 処理過程を示すこと		
4. 排出ガスの測定 箇所	別紙のとおり (煙道に設けられている場合はその場所)		
5. 連絡方法	届出内容についての 問い合わせ先	TEL	
	当該施設の状況につ いての問い合わせ先	TEL	
	緊急時連絡先	TEL	
6. その他の添付書類	水銀濃度測定データ(別紙2、別紙3に記載した各水銀濃度の値を確 認できる測定結果書等)		

- 備考
- 1 図面等でまとめられるものは同一図面にまとめてよい。
 - 2 変更届出の場合は変更に係るものだけ添付すればよい。
 - 3 届出正本1通とその写し1通の計2通の各々に添付書類を完備すること。
 - 4 2以上の水銀排出施設についての届出は当該2以上の水銀排出施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類(同法施行規則で定める区分をいう)が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によって届出することができる。
 - 5 当該届出に係る水銀排出施設について法第6条第1項、第7条第1項又は第6条第1項の規定に基づき届け出ている場合は、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載することで別紙4の1から5に掲げる事項を記載した書類に代えて提出することができる。